

各位

会社名 株式会社エー・ピーホールディングス  
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 野本 周作  
 (コード番号: 3175 東証スタンダード)  
 問合せ先 管理本部 財務部長 加藤 雅彦  
 (TEL 03-6435-8440)

### 第三者割当による第4回乃至第6回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年5月29日付の取締役会において決議した、EVO FUND（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第4回乃至第6回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2023年6月14日に発行価額の総額の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2023年5月29日公表の「第三者割当による第4回乃至第6回新株予約権の発行及び新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

#### <本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2023年6月14日
(2) 新株予約権の総数	9,500個（新株予約権1個につき普通株式100株） 第4回 5,000個 第5回 2,500個 第6回 2,000個
(3) 発行価額	総額 4,573,000円（第4回新株予約権1個当たり623円、第5回新株予約権1個当たり324円、第6回新株予約権1個当たり324円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 950,000株 第4回新株予約権：500,000株 第5回新株予約権：250,000株 第6回新株予約権：200,000株
(5) 資金調達額	986,423,000円（注）
(6) 行使価額	当初行使価額 第4回新株予約権：770円 第5回新株予約権：1,200円 第6回新株予約権：1,500円  行使価額の修正 当社は、いずれの回号の本新株予約権についても、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます（以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」といいます。）。かかる行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者に通知するものとし、当該通知が行われた日の2取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通

	<p>取引の終値（気配表示を含む。）の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。</p> <p>「下限行使価額」は当初500円としますが、各本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。</p> <p>但し、①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、②直前の行使価額の修正が効力を生じた日（初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日）から6ヶ月が経過していない場合、又は③当該回号の本新株予約権につき、当社が各本新株予約権の発行要項第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合（決議が撤回された場合を除きます。）には、当社はかかる決議を行うことができません。</p>
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による。
(8) 割当先	EVO FUND
(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生した後に、①当社は割当先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、②割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結しております。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以 上